

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月18日
【会社名】	株式会社スーパーバリュー
【英訳名】	SUPER VALUE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 岸 本 圭 司
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
【電話番号】	048-778-3222(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 中 谷 圭 一
【最寄りの連絡場所】	埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
【電話番号】	048-778-3222(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役執行役員 中 谷 圭 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2022年4月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

特別利益の計上について

2022年1月24日に報告しました、当社保有の固定資産（土地）に信託設定を行った上で信託受益権を取得し、当該信託受益権を売却譲渡する件につきまして、予定どおりの日程で2022年1月31日に譲渡契約を締結、同日に譲渡資産の引渡し完了しましたので、固定資産売却益として特別利益に計上いたしました。

特別損失の計上について

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、収益性の低下が見られた店舗を減損対象とした減損損失を特別損失に計上いたしました。

繰延税金資産の取崩し

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額を計上いたしました。

別途積立金の取崩し

繰延利益剰余金の損失処理と期末配当を実施するため、別途積立金の一部を取り崩し繰越利益剰余金に振り替えることにいたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2022年2月期の決算において、信託受益権の売却譲渡に係る固定資産売却益14億64百万円を特別利益に計上、店舗を減損対象とした減損損失11億87百万円を特別損失に計上し、繰延税金資産の取り崩しによる3億31百万円を法人税等調整額に計上いたしました。

また、別途積立金の取崩しについては、2022年5月9日付で10億円を別途積立金から繰越利益剰余金に振り替えます。これは、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振り替えに関する処理となりますので、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、業績に与える影響はありません。

なお、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連絡財務諸表は作成しておりません。

以上